



2021年3月19日

各 位

会 社 名 ワタベウェディング株式会社
代 表 者 名 代表取締役 社長執行役員 花房 伸晃
(コード番号：4696 東証第一部)
問 合 せ 先 執行役員 グループ管理本部長 鈴木眞治
(TEL：075-778-4111)

事業再生ADR手続の正式申込及び受理に関するお知らせ

当社は、今後の事業再生と事業継続に向け、財務体質の抜本的な改善を図るため、本日、「産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続」(以下「本事業再生ADR手続」)の取扱団体である一般社団法人事業再生実務家協会(以下「事業再生実務家協会」)に対し、本事業再生ADR手続の利用の正式申込を行い、本日受理されましたのでお知らせいたします。また、本日付で事業再生実務家協会と当社の連名で、本事業再生ADR手続の対象となるお取引金融機関(以下「本対象債権者」)に対して、「一時停止の通知書(借入金元本の返済一時停止等)」を送付しております。

なお、本事業再生ADR手続は、お取引金融機関のみを対象に進められる手続ですので、当社グループで挙式や婚礼・宿泊・宴会利用等のご予約をいただいているお客様や現在当社グループとお取引をいただいている一般のお取引先の皆様に影響を及ぼすものではなく、従来どおりのサービス提供を継続してまいります。

1. 本事業再生ADR手続の申込に至った経緯等

当社は、本日付「第三者割当による新株式発行及び定款の一部変更、株式併合及び単元株式数の定め廃止並びに親会社、主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動についてのお知らせ」(以下「本件第三者割当リリース」)にてお知らせしておりますとおり、興和株式会社(以下「割当予定先」)からスポンサー支援を受け、その完全子会社となることを目的として、本日付で割当予定先と出資契約(以下「本出資契約」)を締結しました。また、本日開催の取締役会において、当社は、興和株式会社を割当先とする払込金額の総額20億円の第三者割当による当社普通株式(以下「本新株式」)の発行(以下「本件第三者割当」)を実施すること、当社の株主を割当予定先のみとするために、当社株式5,000,000株を1株に併合し、割当予定先以外の当社株主の皆様に対し、当社株主の皆様の保有する当社株式1株当たり180円の金銭を交付すること(以下「本株式併合」といい、本件第三者割当と併せて、「本件完全子会社化取引」)等について、2021年5月28日開催予定の当社臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」)に付議することを決議しています。

当社グループは、2020年1月に発生し3月以降拡大した新型コロナウイルス感染症により、当社グループが展開する婚礼・宿泊・飲食・旅行等関連事業が直接的な悪影響を受け、営業収益は大幅に落ち

込み、2020年12月期においては通期で10,983百万円の営業損失、11,075百万円の経常損失、11,738百万円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上することとなりました。また、昨年末からは当該感染症が再拡大し、年明けの緊急事態宣言再発出に至り、海外への渡航制限の継続や、GOTOキャンペーンの中断、外出自粛要請などにより当社グループ事業への悪影響は長期化することが予測され、当社グループの2021年12月期以降の営業収益見通しも不透明な状況となっております。以上により、2021年2月15日に公表した2020年12月期の決算短信において863百万円の債務超過を計上し、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在すると認識せざるをえない状況となっております。

このように、2020年12月期末時点で当社が債務超過に陥っており、かつ、2021年3月末日に弁済期限が到来する借入金について、約定通りに弁済することが困難になるとともに、お取引金融機関からそれらの返済を猶予いただくことも困難になるおそれがあることを踏まえ、本出資契約においては、割当予定先による当社に対するスポンサー支援を実行いただく前提条件として、本対象債権者による債務免除の合意等を含む事業再生計画案を成立させることが定められています。そのため、事業構造を抜本的に見直し、事業再生に向けた収益体質の強化と財務体質の改善を早急に図るとともに、本対象債権者からかかる債務免除等にご同意いただくべく、本事業再生ADR手続を利用するものです。

今後、当社は、本事業再生ADR手続において、全ての本対象債権者の出席の下、同手続に基づく事業再生計画案の概要説明のための債権者会議（第1回債権者会議）を2021年4月5日頃に開催し、全ての本対象債権者から「一時停止の通知書」について同意（追認）を得ると共に一時停止の期間を事業再生計画案の決議のための債権者会議の終了時（会議が延期・続行された場合には、延期・続行された期日を含みます。）まで延長すること等につきご了承をいただく予定です。その後、当社は、割当予定先及び本対象債権者と協議を進めながら、公平中立な立場から事業再生実務家協会より調査・指導・助言をいただき、本事業再生計画案を策定いたします。2021年4月26日頃に事業再生計画案の協議のための債権者会議（第2回債権者会議）を開催し、本対象債権者に対して本事業再生計画案の具体的な内容についてご説明し、2021年5月27日頃に開催予定の事業再生計画案の決議のための債権者会議（第3回債権者会議）において、本対象債権者の合意による本事業再生計画の成立を目指してまいります。

このように、当社は、今後、本事業再生計画案の策定に向けて、本対象債権者からのご支援をいただきつつ、協議を継続してまいります。なお、当社は、上記の一時停止の期間中の資金繰りを確保するため、また、新型コロナウイルス感染症による影響に備えて、主要なお取引金融機関から合計10億円の融資枠を確保していただいております。引き続き当社事業への厚いご理解、ご支援を頂戴しております。

株主の皆様、お取引金融機関はじめ関係者の皆様には、多大なご負担とご迷惑をおかけいたしますこと、また、お客様、お取引先の皆様には大変ご心配をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

当社グループは、全社一丸となって不退転の決意で事業再生に取り組む所存でございますので、関係者の皆様におかれましては、今後ともご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2. 今後のスケジュール

本事業再生ADR手続の事業再生計画案の概要説明のための債権者会議（第1回債権者会議）	2021年4月5日（月）（予定）
本事業再生ADR手続の事業再生計画案の協議のための債権者会議（第2回債権者会議）	2021年4月26日（月）（予定）

本事業再生ADR手続の事業再生計画案の決議のための債権者会議 (第3回債権者会議)	2021年5月27日(木) (予定)
--	--------------------

以上